

商品概要説明書

一般農業災害資金

(令和4年 7月 1日現在)

商品名	一般農業災害資金
ご利用 いただける 方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当JAの組合員（正組合員、准組合員）の方、もしくはJAが定めた農業者等の方。農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。<ul style="list-style-type: none">① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。（a）代表者、代表権の範囲、団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。（b）一元的に経理を行っていること。（c）原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。（d）農用地の利用の集積の目標を定めていること。（e）主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。② 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする方。○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。○ その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する運転資金 <p>※ 本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当JAでお借入の既往資金の借換えも行いません。</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 事業資金の100%の範囲内。個人 5百万円以内。法人 10百万円以内。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 5年以内。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none">○ 証書借入とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○ 証書借入における元金均等または元利均等返済。
担保	<ul style="list-style-type: none">○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがあります。
保証	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。 <p>【法人の場合】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入れされる方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣言公正証書」が必要となります。</p> <p>なお、「保証意思宣言公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>② 分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料率は、年0.29%です。</p>
手数料	<p>○ 特にありません。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：047-361-2205）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として千葉県農業信用基金協会において所</p>

定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。

- 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣言公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JAとうかつ中央